

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県飯田建設事務所長 太田茂登

- 1 路線名 大島阿島線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村5504番の15地先から
下伊那郡喬木村5492番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年10月22日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

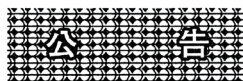
その関係図面は、告示の日から令和4年11月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月20日

長野県大町建設事務所長 塩野入宗義

- 1 路線名 槍ヶ岳線
- 2 供用を開始する区間
大町市大字平2112番の685地先から
大町市大字平1916番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年10月21日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
イントラネット用サーバ、番号利用事務用資産管理サーバほか一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
電話 026 (235) 7071

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年11月2日(水) 午後3時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年11月1日(火) 午後5時(必着)
イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和4年10月31日(月)正午までに上記4の場所に提出してください。この場合において、令和4年10月31日(月)午後5時までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of products to be leased:

Intranet server, asset management server for Individual Numbers, etc.

(2) Lease duration:

From March 1, 2023 to February 29, 2028

(3) Delivery locations:

As mentioned in the tender specifications and description

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Planning and Development Department, Digital Transformation Promotion Division, Digital Infrastructure Development Office

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7071

(5) Bid opening:

Date and time: Wednesday, November 2, 2022, 3:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission:

Deadline: Must arrive by Tuesday, November 1, 2022, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Planning and Development Department

Digital Transformation Promotion Division

Digital Infrastructure Development Office

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

D X 推進課デジタルインフラ整備室

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
上小漁業協同組合 千曲川漁業協同組合 高水漁業協同組合	上田市常田1丁目2番16号 須坂市大字村山145-1 飯山市大字静間町尻1340-1	内共第1号 内共第2号 内共第2号、内共第9号

2 変更の内容

(1) 上小漁業協同組合

第2条第3項中「第11条」を「第12条」に改める。

第8条の表中

「
2時間（大人、子供）1,500円
1人当たりの放流量
にじます3尾、又はいわな2尾
」

を

「
1人当たり 2時間 1,600円
延長料金 1時間につき650円
1人当たりの放流量
にじます3尾又はいわな2尾
」

に改める。

(2) 千曲川漁業協同組合

第7条第1項②. の表中「小学生」を「中学生」に改め、「中学生及び」を削り、「の規定する」を「に規定する額の」に改める。

別記様式第3号の表中

住所： 氏名：	(年令)
------------	------

を

氏名：	(年令)
-----	------

に改める。

(3) 高水漁業協同組合

ア 内共第2号

第2条第1項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改める。

第7条第2項中「前号」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条第2項の表を次のように改める。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

第7条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号又は様式第2号」を「様式第1号から様式第4号まで」に改める。

第10条第2項中「別記様式第3号」を「様式第5号」に改める。

様式第3号を様式第5号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第3号) オンラインサービスによる遊漁承認証(日釣券)

第2号・9号漁場共通 竿釣1日遊漁証	
R●	写真
住所	印影
氏名	セキュリティコード
遊漁料金 800円	
取扱者 高水漁業協同組合	
●遊漁中の事故、遭難等については、一切の責任を負いません。	
魚種 遊漁規則に定められた魚種	
漁具/漁法 竿釣	
遊漁区域 遊漁規則に定められた魚種	
注意事項	
1 遊漁するときは、この承認証を帽子・着衣等の見やすい所に着用すること。 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があったときは、この遊漁証を提示しなければならない。 4 つりチケ当漁場ページに掲載する表の魚種は、表示以下のものは採捕してはならない。 5 次の魚種は表の範囲内でなければ採捕できない。 いわな、にじます、やまめ3/16~9/30 かじか5/16~翌年2月末日まで 6 禁漁期間・禁止期間・禁止区域では遊漁をしてはならない。 7 遊漁者がこの規則に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。 この場合納付した遊漁料の払い戻しはできない。 ○不明な場合は釣具店・組合事務所へ問い合わせてください。 ※ブラックバスなど、外来魚の密放流は法により罰せられます。釣った場合は再放流せず殺処分してください。	
2022/00/00 00:00	No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu

(様式第4号) オンラインサービスによる遊漁承認証(年釣券)

令和●年度遊漁承認証

R● RO
3/16 ~ 3/15

住所

氏名

遊漁料金 5,000円

取扱者 高水漁業協同組合

●遊漁中の事故、遭難等については、一切の責任を負いません。

写真

印影

セキュリティコード

魚種 遊漁規則に定められた魚種

漁具/漁法 竿釣

遊漁区域 遊漁規則に定められた魚種

注意事項

1 遊漁するときは、この承認証を帽子・着衣等の見やすい所に着用すること。
 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。
 3 漁場監視員の要求があったときは、この遊漁証を提示しなければならない。
 4 つりチケ当漁場ページに掲載する表の魚種は、表示以下のものは採捕してはならない。
 5 次の魚種は表の期間内でなければ採捕できない。
 いwana、にじます、やまめ3/16~9/30 かしか5/16~翌年2月末日まで
 6 禁漁期間・禁止期間・禁止区域では遊漁をしてはならない。
 7 遊漁者がこの規則に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。
 この場合納付した遊漁料の払い戻しはできない。
 ○不明な場合は釣具店・組合事務所へ問い合わせてください。
 ※ブラックバスなど、外来魚の密放流は法により罰せられます。釣った場合は再放流せず殺処分してください。

2022/00/00 00:00 No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu

イ 内共第9号

第2条第1項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第2項中「第11条」を「第10条」に改め、同条第3項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第6条第2項中「前号」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第6条第2項の表を次のように改める。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

第6条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第7条第1項中「別記様式第1号又は様式第2号」を「様式第1号から様式第4号まで」に改める。

第9条第2項中「別記様式第3号」を「様式第5号」に改める。

様式第3号を様式第5号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第3号) オンラインサービスによる遊漁承認証(日釣券)

第2号・9号漁場共通 竿釣1日遊漁証

R●

住所

氏名

遊漁料金 800円

取扱者 高水漁業協同組合

●遊漁中の事故、遭難等については、一切の責任を負いません。

写真

印影

セキュリティコード

魚種 遊漁規則に定められた魚種

漁具/漁法 竿釣


遊漁区域 遊漁規則に定められた魚種

注意事項

1 遊漁するときは、この承認証を帽子・着衣等の見やすい所に着用すること。
 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。
 3 漁場監視員の要求があったときは、この遊漁証を提示しなければならない。
 4 つりチケ当漁場ページに掲載する表の魚種は、表示以下のものは採捕してはならない。
 5 次の魚種は表の期間内でなければ採捕できない。
 いwana、にじます、やまめ3/16~9/30 かしか5/16~翌年2月末日まで
 6 禁漁期間・禁止期間・禁止区域では遊漁をしてはならない。
 7 遊漁者がこの規則に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。
 この場合納付した遊漁料の払い戻しはできない。
 ○不明な場合は釣具店・組合事務所へ問い合わせてください。
 ※ブラックバスなど、外来魚の密放流は法により罰せられます。釣った場合は再放流せず殺処分してください。

2022/00/00 00:00 No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu

(様式第4号) オンラインサービスによる遊漁承認証(年釣券)

令和●年度遊漁承認証		
R● 3/16 ~ 3/15	RO	写真
住所		
氏名		印影
遊漁料金 5,000円	取扱者 高水漁業協同組合	セキュリティコード
●遊漁中の事故、遭難等については、一切の責任を負いません。		
魚種	遊漁規則に定められた魚種	
漁具/漁法	竿釣	
遊漁区域	遊漁規則に定められた魚種	
注意事項		
<small>1 遊漁するときは、この承認証を帽子・着衣等の見やすい所に着用すること。 2 この承認証は、他人に貸与してはならない。 3 漁場監視員の要求があったときは、この承認証を提示しなければならない。 4 つりチケ当漁協ページに掲載する表の魚種は、表示以下のものは採捕してはならない。 5 次の魚種は表の期間内でなければ採捕できない。 いwana、にじます、やまめ3/16-9/30 かじから16-翌年2月末日まで 6 禁漁期間・禁止期間・禁止区域では遊漁をしてはならない。 7 遊漁者がこの規則に違反したときは遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否する。 この場合納付した遊漁料の払い戻しはできない。 ○不明な場合は釣具店・組合事務所へ問い合わせてください。 ※ブラックバスなど、外来魚の密放流は法により罰せられます。釣った場合は再放流せず殺処分してください。</small>		
2022/00/00 00:00 No.1234abcdefg5678hijklmn90opqrstu		

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(1) 令和5年4月1日
- (2) 2の(2) 令和5年2月16日
- (3) 2の(3) 令和5年2月1日

園芸畜産課

公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年10月20日

長野県北信地域振興局長 直江 崇

理事

新任

氏名 住所

栗林 淳一 中野市大字新井403番地4

退任

氏名 住所

宮本 浩明 中野市大字豊津2063番地20号

農地整備課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和4年10月20日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 青木孝子
同 佐々木祥二

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和4年（2022年）10月13日

第1 監査の請求

1 請求人

岡谷市 毛利正道 外69名

2 請求書の提出

請求書は令和4年8月26日付けで提出され、同月29日に收受した。

3 請求人の追加

岡谷市 今井照雄 外68名（別紙1のとおり）

令和4年9月2日付けで38名、同月12日付けで31名が請求人となり、毛利正道氏を代表者に指定する旨の申立があり、それぞれ同月5日、13日に收受した。

4 請求書の補正依頼

請求書の要件審査の結果、形式要件及び実質要件を欠いていたため、令和4年9月6日付け4監査第36号により請求書の補正を依頼した。

請求人から令和4年9月8日付けで補正書及び追加の事実証明書が提出され、同月12日に收受した。

5 請求の内容

(1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

請求の要旨

ア 令和4年9月27日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「国葬儀」という。）に阿部守一長野県知事（以下「知事」という。）及び丸山栄一長野県議会議長（以下「議長」という。）が公費にて出席・参列すること、すなわち国葬儀に関連して公費が支出されることが相当の確実さをもって予測される。

イ 国葬儀は、違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えている。

ウ 国葬儀への知事、議長の出席は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第2項に反する違法な行為に該当するのは明らかである。

エ 国葬儀は、時期、内容において全く適当でなく、地方公共団体が公費を支出するのは不当である。

オ 国葬儀への知事、議長の出席に関連する公金（随員職員に関する支出を含む）を支出することの差し止めを求める。

(2) 請求書、補充書及び補正書添付の事実証明書

ア 令和4年7月22日 閣議決定 故安倍晋三の葬儀の執行について

イ 2022.8.14 朝日新聞デジタル配信記事 国葬は「役割を終えた」もの 歴史学者が語る政府決定への大きな疑問

ウ 国葬令（大正15年10月21日勅令第324号）

エ 宮間純一「国葬の成立—明治国家と「功臣」の死」2019 勉誠出版

オ 「故元師海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切抜」（抜粋）

カ 岸田内閣総理大臣記者会見 令和4年7月14日

キ 岸田内閣総理大臣記者会見 令和4年8月10日

ク 信濃毎日新聞社説 2022.8.3 「旧統一教会問題 組織関与ないと言えるか」

ケ HTB 北海道ニュース 2022.7.28 「前参院議長の告白」伊達忠一氏 安倍元総理に旧統一教会票を依頼「完全版」

コ 信濃毎日新聞 2022.8.2 3面 旧統一教会の関連団体から「宮島元参院議員が推薦を受けた」元事務所職員が説明

サ ウィキペディア宮島喜文 全文

シ 朝日新聞 2022.8.19 「旧統一教会施設がある自治体で得票増 安倍氏の元秘書官・井上義行氏」

ス 信濃毎日新聞 2022.8.6 7面 「教団と政界 半世紀の関係」

セ 信濃毎日新聞 2022.8.14 2面 「自民と教団 背後に互惠関係」

ソ 信濃毎日新聞 2022.8.19 1面 「県議13人・市長9人接点」

タ 朝日新聞 2022.8.20 1面 「教団側支援 陣営『外では言うな』

チ 朝日新聞 2022.8.20 2面 「当選後に『研修』安倍氏の映像」

- ツ 信濃毎日新聞 2022.8.31 7面 「安倍元首相国葬の法的是非 弔意の自由徹底できるか」
- テ 「故安倍晋三国葬儀」実施概要 令和4年8月31日 故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会決定
- ト しんぶん赤旗 2022.9.6 1面 各社世論調査 反対が多数
- ナ 信濃毎日新聞 2022.9.11 1面 県民緊急電話調査 安倍氏国葬「反対」68%
- ニ 信濃毎日新聞 2022.9.9 5面 社説 国葬の国会審議 疑問は一向に晴れぬまま
- ヌ 信濃毎日新聞 2022.9.9 3面 自民党旧統一教会と国会議員関係調査結果
自民党 教団の浸透あらわ 4割超「接点」一部は氏名非公表
政治への影響実態不明のまま「意味がない」党内からも批判
- ネ 毎日新聞 2022.9.8 1面 安倍氏「差配」当選の鍵
- ノ 毎日新聞 2022.9.8 3面 安倍家3代と「反共」の絆
- ハ 信濃毎日新聞 2022.9.9 35面 旧統一教会動かした8万票
- ヒ ウィキペディア 世界平和国会議員連合
- フ newsjap.com 2022.7.22 細田ら自民党議員21人が統一教会と国会内で集会しガッツポーズ「選挙にプラスになる」
- ヘ goo ニュース 2022.7.29 旧統一教会系団体に参院選の応援「希望する議員いれば記入を」自民党が幹部の議連でアンケート
- ホ 世界平和国会議員連合ホームページTOP画面
- マ 信濃毎日新聞 2022.8.30 34面 国葬参列巡り県に監査請求
- ミ 長野日報 2022.9.6 14面 安倍元首相国葬、知事ら出席公金支出 毛利さんら監査請求

6 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年8月29日付けで受理した。

7 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に対し、令和4年9月21日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。同日、請求人のうち2名が陳述を行い、意見陳述骨子及び次の事実証明書の追加資料が提出された。陳述の主旨は請求書の記載内容を補足する事項であった。

- ・ 毎日新聞2022.9.18 連合会長「安倍氏国葬出席」が波紋 政府に恨み節も
- ・ 桜を見る会の支出(予算、実績)と参加者数 2019.11.8 予算委員会提出資料
- ・ 2020.1.11 市民集会「桜」私物化とことん追求！日本列島怒り満開！
- ・ リテラ 2022.7.28 安倍元首相と統一教会の直接的な深い関係が発覚！

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について
- (2) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

2 監査対象機関

国葬儀に知事が出席するにあたり公金を支出する場合、総務部秘書課において執行されることとなるため、同課を監査対象機関とした。

また、国葬儀に議長が出席するにあたり公金を支出する場合、議会事務局総務課において執行されることとなるため、同課を監査対象機関とした。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて、陳述書の提出が総務部秘書課長から令和4年9月21日に、議会事務局局長からは同月27日に提出があった。その記載内容は、次のとおりである。

(1) 総務部秘書課

知事は、別添「故安倍晋三元総理国葬儀への参列に係るコメント」のとおり、故安倍晋三国葬儀に参列しないことから、参列に対する公金支出はありません。

(別添)

故安倍晋三元総理国葬儀への参列に係るコメント

故安倍晋三元総理のご逝去を悼み、謹んで哀悼の誠を捧げます。

故安倍元総理におかれては、神城断層地震や東日本台風災害の際、直ちに被災地をご訪問いただき、地域の要望に真摯に耳を傾けていただいたほか、地域創成を重要政策として掲げ、地方との連携を推進していただくなど、本県の災害復興や発展に多大なご支援を賜りました。

本来であれば県民を代表して国葬儀に参列すべきところですが、9月27日は、8年前、58名もの貴い命が失われ、今なお5名の方々が行方不明となっている御嶽山噴火災害が発生した日であります。

そのため、国葬儀は欠席とさせていただきます。救助・捜索の指揮を執った責任者として、同日執り行われる御嶽山噴火災害犠牲者追悼式に出席し、噴火災害で犠牲になられた方々に対する追悼の言葉を申し述べさせていただきますことといたします。

令和4年9月14日

長野県知事 阿部守一

(2) 議会事務局

1 国葬儀への出席について

請求人は、故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）が違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関係して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと主張している。

しかしながら、令和4年7月14日の会見で、岸田内閣総理大臣は「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものと考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府として判断をしております。」としているところ。

この考えに基づき、内閣総理大臣岸田文雄名の国葬儀挙行の案内状が、長野県議会議長丸山栄一あてに送付され、議会事務局が令和4年9月12日に受領した。

事務局では受領後直ちに案内状の内容を議長に伝達するとともに、9月27日は9月定例会開会中ではあるが休会日であるため議会日程に変更の必要はなく、その他の行事、全国的な出席状況等を総合的に勘案して、議長が出席することを決定したものである。

2 国葬儀に関連して支出されることが想定される公金について

国葬儀に議長が参列する場合に支出されることが想定される公金は、交通費の費用弁償である。議長への費用弁償は、「地方自治法」及び「特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例」に基づき算定される額が支給される予定である。

なお、国葬儀の行程上、議長本人のみが都道府県会館から会場の武道館へバスで送迎されることになっており、事務局職員の随行の必要性がないことから、職員を同行させないことにした。このため、当該職員に係る公金の支出の予定はない。

3 結論

以上のことから、本件国葬儀は、国が内閣法制局の判断を仰ぎ、閣議を得て公式行事として決定したものであり、その案内があった行事に長野県議会議長として出席するものである。また、これに伴う議長の費用弁償は、根拠法や条例に基づいて支出される予定のものであり、いずれも違法又は不当であるとはいえない。

4 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

令和4年9月28日付けで監査対象機関の陳述に対する意見を求めた。請求人からの意見の提出はなかった。

5 監査対象機関の監査

法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和4年9月22日に事務局職員による関係書類の調査及び開取り調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査及び関係法令等との照合並びに監査対象機関からの事情聴取等の結果、次に掲げる事実を確認した。

(1) 国葬儀について

ア 令和4年7月22日に「故安倍晋三の葬儀の執行について」が閣議決定された。

- 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 葬儀は令和4年9月27日（火）、日本武道館において行う。
- 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

また、官房長官は同日の記者会見で、「無宗教形式で、かつ、簡素厳粛に行う」「国葬儀は儀式として執り行われるものであり、国民一人一人に政治的評価や喪に服することを求めるものではない」と述べた。

イ 法的根拠について

首相官邸HPに掲載されている「岸田内閣総理大臣記者会見」（令和4年7月14日会見）には、岸田内閣総理大臣の記者の質問への回答として、「国の儀式を内閣が行うことについては平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事、これが明記されています。よって国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠にして、行政が国を代表して行い得るものであると考えます」との記載がある。なお、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号には、内閣府のつかさどる事務として、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）」が掲げられている。また、令和4年9月8日に行われた衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣は、国葬儀は、「内閣府設置法と閣議決定に基づき決定したもの」、「行政権の範囲内で、内閣法制局の判断を仰ぎながら政府として決定した」、「国民に更なる義務を課すとか、権利を制限するというものでない限り、具体的な法律が必要ないという学説に基づいて、政府としてしっかり考えている」旨述べた。

ウ 「故安倍晋三の葬儀実施概要」について

令和4年8月31日に「故安倍晋三の葬儀実施概要」が故安倍晋三葬儀 葬儀実行幹事会で決定された。

1 日時・場所

- ・令和4年9月27日(火)午後2時開式
- ・日本武道館

2 参列者

- ・現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表等
- ・最大で約6000人程度
- ・案内状については9月初から順次発送する

3 4略

エ 「故安倍晋三国葬儀の流れ」について

令和4年9月6日に「故安倍晋三国葬儀の流れ」が葬儀委員長決定された。

(2) 閣議決定について

閣議決定とは、内閣総理大臣及びその他の国務大臣をもって組織する合議体たる内閣の会議(閣議)で内閣の権限事項を決定すること。内閣府のHPによると、「閣議に付議される案件は、憲法、法律等により内閣の職権とされているもの(いわゆる必要的付議事項)が多いが、その他にも、特に法令上の根拠がなくとも行政府内で一定の方針を確定しておくための、いわゆる任意的付議事項もある。これらが一般案件、法律・条約の公布、法律案、政令及び人事等の項目に区分されて処理される」とされている。

(3) 国葬儀の実施について

国葬儀は、令和4年9月27日に日本武道館において、海外の要人、三権の長、国会議員、都道府県知事等が参列し実施された。

(4) 国葬儀への知事の出欠等について

ア 国葬儀に係る国からの案内について

令和4年9月13日に全国知事会から郵送にて受領した。発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。

イ 知事の出欠について

令和4年9月14日に全国知事会へ欠席する旨をメールで回答した。また同日前記第2、3(1)のとおり、国葬儀への参列に係るコメントを発表し、当日は欠席した。

ウ 国葬儀への知事の出席に関連する公金の支出はない。

(5) 国葬儀への議長の出欠等について

ア 国葬儀に係る国からの案内について

令和4年9月13日に全国都道府県議会議長会から郵送にて受領した。発信者は「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」となっている。

イ 議長の出欠について

国葬儀は、閣議決定に基づき国が実施するものであって、県議会の代表者である議長への案内があったことから、令和4年9月14日に出席する旨を全国都道府県議会議長会にメールで回答し、当日は出席した。

なお、議会事務局職員の随行は行わなかった。

ウ 出席に係る公金支出について

国葬儀への議長の出席に係る公金支出は、議長の交通費の費用弁償である。議長への費用弁償は、特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年12月18日長野県条例75号)に基づき算定された額が支給される。

オ 議長の旅費の規定について

特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例では以下のとおり規定されている。

(ア) 第2条第2項 非常勤の特別職の職員に支給する費用の弁償は、別に定めるものを除き、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

(イ) 第8条 この条例で規定するもののほか、旅費及び費用弁償の額並びにその支給及び支給方法に関しては、一般職の職員の旅費等に関する条例(昭和29年長野県条例第45号)の規定を準用する。

2 判断

前記1(4)のとおり知事は国葬儀に欠席しており、請求人が主張するような公金の支出はなく、住民監査請求の要件を欠くに至ったものと認められる。

また、前記1(5)のとおり、国葬儀への議長の出席に係る公金支出は、議長の交通費の支出が相当の現実さをもって予測される。

(1) 国葬儀の違憲性・違法性について

請求人は国葬儀が違憲であり、実施するについて法的根拠がない違法な行政行為であると主張している。しかしながら住民監査請求は、県が行う財務会計上の行為又は怠る事実が監査の対象であり、国葬儀は県が行う財務会計上の行為ではないため、違憲性、違法性については住民監査請求の対象とはならない。

(2) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

請求人は国葬儀への知事、議長の出席は法第2条第2項に反する違法な行為に該当すると主張している。

法第2条第2項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とし、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示している。(逐条地方自治法38頁) このことから、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要ではないものと考えられる。

国葬儀には、前記1(4)及び(5)のとおり内閣総理大臣名で各都道府県知事及び同議会議長に案内状が送付されており、知事、議長が、自らの判断と責任に基づき地域の住民、議会の代表として出席することは、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものと解される。

よって議長が国葬儀に出席することについては法第2条第2項に違反するものではなく、関連して支出される公金については、違法な支出には当たらない。

(3) 国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

請求人は、国葬儀は、時期、内容において全く適当でなく地方公共団体が公費を支出するのは不当であると主張しているが、前記1(1)のとおり国葬儀は閣議決定に基づき実施されるもので、内閣総理大臣名で各都道府県知事及び同議会議長に送付された案内状に基づき出席することは、知事及び議長の裁量の範囲内と考えられる。

よって議長が国葬儀に出席したことに関連して支出される公金については、不当な支出には当たらない。

3 結論

前記2の判断から、知事の国葬儀に関する公金の支出はないため、本件請求は住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求と認められないものと判断し、却下とする。

また、議長の国葬儀への出席に係る公金の支出は違法又は不当な公金の支出には当たらず、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

(別紙1)

1 令和4年9月2日付け申立て 同月5日収受

No.	住 所	氏 名
1	岡谷市	今井 照雄
2	岡谷市	今井 三江
3	岡谷市	清水 将弘
4	岡谷市	高田 謹増
5	岡谷市	廣瀬 貴子
6	岡谷市	福澤 正之
7	岡谷市	上田 澄子
8	下諏訪町	黒澤 玲子
9	下諏訪町	宮坂 敏文
10	諏訪市	佐藤 衆介
11	諏訪市	石川 文洋
12	諏訪市	藤澤 仙芳
13	諏訪市	鎌倉 一夫
14	諏訪市	鎌倉 美和子
15	茅野市	下田 英雄
16	茅野市	土橋 貞夫
17	茅野市	河嶋 恒平
18	茅野市	塩澤 幸子
19	茅野市	遠藤 ウタ子
20	茅野市	品川 美好
21	茅野市	佐藤 直子

22	茅野市	亀田 和東
23	茅野市	片木 日出雄
24	原村	小林 峰一
25	原村	小林 桂子
26	原村	黒田 晃生
27	原村	齋田 喜久子
28	原村	能勢 攻
29	富士見町	山近 一代
30	富士見町	名取 陽
31	富士見町	名取 知恵
32	富士見町	瀧澤 清次
33	富士見町	瀧澤 洋子
34	松本市	小島 和宜
35	上田市	高村 裕
36	上田市	高村 京子
37	坂城町	横田 雄一
38	長野市	轟 勝彦

2 令和4年9月12日付け申立て 同月13日収受

No.	住 所	氏 名
39	岡谷市	西村 等
40	岡谷市	西村 治美
41	岡谷市	清水 京子
42	諏訪市	伊藤 一樹
43	諏訪市	伊藤 文子
44	諏訪市	三ツ橋 紀代子
45	諏訪市	飯田 辰治
46	諏訪市	堀内 艶子
47	諏訪市	宮坂 やよい
48	諏訪市	関 和幸
49	諏訪市	関 真由美
50	諏訪市	篠原 房子
51	諏訪市	伊藤 ひろ子
52	諏訪市	酒井 勝子
53	諏訪市	谷本 久子
54	諏訪市	矢野 要子
55	諏訪市	玉井 梓
56	諏訪市	平林 紀子
57	諏訪市	前島 一雄

58	諏訪市	前島 容子
59	茅野市	菅谷 正
60	茅野市	北沢 久恵
61	茅野市	三枝 知代
62	原村	田村 宏
63	木曾町	小松 功
64	辰野町	向山 光
65	坂城町	近藤 東
66	坂城町	塚田 郁夫
67	坂城町	堀内 哲
68	坂城町	吉田 超
69	飯山市	藤木 義博

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月20日

長野県諏訪湖流域下水道事務所長 傳 田 克 己

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び予定数量

ア 役務

令和5年度 諏訪湖流域下水道維持管理 汚泥焼却灰処分業務

イ 予定数量

下水汚泥焼却灰(ばいじん) 乾灰 700トン

(2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰(ばいじん)のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥焼却灰発生場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道 豊田終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から、ばいじんについて産業廃棄物処分業（焼成）の許可を受けた者であること。

(6) 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場からの運搬距離が220km以内の場所において処分を行うことが可能な者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 入札参加資格申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 入札参加資格に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び照会先

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

長野県諏訪湖流域下水道事務所

電話 0266 (58) 2955

ファックス 0266 (58) 2958

入札説明書等は次のアドレスからダウンロードすることができます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/kanzai/chotatsu/other_notice/bid/index.html

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月1日(木) 午前11時

イ 場所 長野県諏訪湖流域下水道事務所 4階 大会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和4年11月30日(水) 午後4時(必着)

イ 提出場所 郵便番号 392-0016

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

長野県諏訪湖流域下水道事務所

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年11月17日(木)午後4時まで上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪湖流域下水道事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができます。

きるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased:

Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources sludge incineration ash, 700t (planned quantity)

(2) Contract duration:

From April 1, 2023 until March 31, 2024

(3) Place where the service take place:

Suwako Regional Sewerage System Final Treatment Plant

Address: 1866-1 Toyoda-Kohan, Suwa City, Nagano Prefecture

(4) Contact place for the tender information:

Description /conditions /and other inquiries:

Suwako Regional Sewerage Office

1866-1 Toyoda-Kohan, Suwa City, Nagano Prefecture

TEL 0266-58-2955

(5) Time and place for the tender:

Time: 11:00 a.m. December 1, 2022

Place: Conference Room 4F Suwako Regional Sewerage Office

(6) Time limit for the tender by post mail:

Time: 4:00 p.m. November 30, 2022

Place: Suwako Regional Sewerage Office

1866-1 Toyoda-Kohan, Suwa City, Nagano Prefecture

392-0016 JAPAN

生活排水課